

新宿区民間開発事業等連絡調整検討会設置要綱

8 新首都計第 275 号

令和 8 年 6 月 4 日

(設置の目的)

第 1 条 新宿区内における民間開発事業等について、魅力的な都市空間の創出、都市環境への配慮、周辺市街地との調和等を図るため、関係する各課に対して情報の共有化を図るとともに、民間開発事業等に係る協議に関する総合的な検討及び調整等を行うことを目的として、新宿区民間開発事業等連絡調整検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）で使用する用語の例による。

(構成)

第 3 条 検討会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第 1 に掲げる職にある者及びその者が必要と認める職員とする。
- 3 会長は、必要に応じて、前項に規定する者のほか、議事の内容に関連する課の課長及び職員を委員に含めることができる。

(部会)

第 4 条 会長は、検討会に部会を置くことができる。

- 2 部会の部会長、副部会長及び委員は、別表第 2 に掲げる職にある者及びその者が必要と認める職員とする。

(対象案件)

第 5 条 検討会は、次の各号のいずれかに該当する民間開発事業等の案を、議事の対象とする。
ただし、会長がまちづくり又は周辺市街地に大きな影響を与えるおそれがないと認めるもの（第 12 号に掲げるものを除く。）については、この限りでない。

- (1) 高度利用地区の指定を要するもの
- (2) 再開発等促進区を定める地区計画の指定を要するもの
- (3) 特定街区の指定を要するもの
- (4) 建築基準法第 59 条の 2 に基づく建築物の容積率等の特例を要するもの
- (5) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づく都市再生特別地区の指定を要するもの
- (6) 都市計画法第 12 条の 8 に基づく高度利用型地区計画（建築物の容積率の最高限度について用途地域に関する都市計画により定められた数値に 10 分の 10 を超える数値を加えたものを定めようとするものに限る。）の指定を要するもの

- (7) 土地区画整理事業、市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行を要するもの
- (8) 建築基準法に基づく特定行政庁の許可又は認定（高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区又は地区計画の区域内における建築物の制限の緩和に関するものを除く。）を要するもの（計画建築物の延べ面積が 3,000 m²以上かつその高さが 15m以上のものに限る。）
- (9) 東京都建築安全条例（昭和 25 年都条例 89 号）に基づく区長又は知事の認定を要するもの（計画建築物の延べ面積が 3,000 m²以上かつその高さが 15m以上のものに限る。）
- (10) 東京都市計画高度地区（平成 17 年新宿区決定）に基づく区長の認定又は特定行政庁の許可を要するもの
- (11) 都市計画法第 29 条に基づく開発行為（主として、居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為を除く。）の許可を要するもの
- (12) その他会長がまちづくり又は周辺市街地に大きな影響を与えるおそれがあると認めるもの

（議事）

第 6 条 検討会は、次に掲げる事項を議事とする。

- (1) 前条各号に掲げるものに係る民間開発事業等の案について、情報の提供に関すること
- (2) 前条各号に掲げるものに係る民間開発事業等の案について、総合的な検討及び調整並びに協議状況の確認に関すること
- (3) その他会長が必要と認めること

2 部会は、次に掲げる事項を議事とする。

- (1) 検討会に付議する対象及び議事に関すること
- (2) その他会長が必要と認めること

3 前 2 項の規定にかかわらず、検討会以外の組織において第 1 項各号及び前項各号に関する議事に相当すると会長が認める議事を行う民間開発事業等の案については、検討会の議事としないことができる。

（運営）

第 7 条 検討会及び部会は、会長が招集し、会務を処理する。

- 2 副会長は、会長の職務を代行することができる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは検討会に民間開発事業等の提案者、事業者又は設計者（以下「提案者等」という。）を出席させ、提案者等から民間開発事業等の案について説明又は意見を聴くことができる。
- 4 会長は、やむを得ない理由のある場合は、民間開発事業等の案の概要を記載した書面を各委員へ送付し、意見を聞き、検討会の会議に代えることができる。

（会議の非公開）

第 8 条 検討会及び部会の議事は、非公開とする。

（庶務）

第 9 条 検討会及び部会の庶務は、都市計画課が行う。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 新宿区民間開発計画等連絡調整検討会設置要綱（7 新首都計第 27 号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日前において新宿区民間開発計画等連絡調整検討会設置要綱（7 新首都計第 27 号）第 6 条の規定により行われた議事は、この要綱第 6 条の規定により行われた議事とみなす。

附則

この要綱は、令和 8 年 6 月 4 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

都市計画部	都市計画部長（会長）、都市計画課長（副会長）、景観・まちづくり課長、防災都市づくり課長、建築指導課長、建築調整課長、住宅課長、都市計画部副参事（まちづくり計画担当）、都市計画部副参事（西武新宿線立体交差化担当）及び都市計画部副参事（建築物等調査・安全化担当）
新宿駅周辺整備担当部	新宿駅周辺整備担当部長、新宿駅周辺基盤整備担当課長及び新宿駅周辺まちづくり担当課長
みどり土木部	みどり土木部長、土木管理課長、道路課長、みどり公園課長及び交通対策課長
総合政策部	企画政策課長及び本庁舎対策等担当課長
総務部	総務課長
危機管理担当部	危機管理課長
地域振興部	地域コミュニティ課長及び生涯学習スポーツ課長
文化観光産業部	文化観光課長及び産業振興課長
福祉部	地域福祉課長
子ども家庭部	子ども家庭課長及び保育課長
子ども総合センター	子育て支援課長
健康部	健康政策課長及び衛生課長
環境清掃部	環境対策課長及びごみ減量リサイクル課長
教育委員会事務局	教育調整課長及び学校運営課長

別表第 2（第 4 条関係）

都市計画部	都市計画部長（部会長）、都市計画課長（副部会長）、景観・まちづくり課長、防災都市づくり課長、建築指導課長、建築調整課長、住宅課長、都市計画部副参事（まちづくり計画担当）、都市計画部副参事（西武新宿線立体交差化担当）及び都市計画部副参事（建築物等調査・安全化担当）
新宿駅周辺整備担当部	新宿駅周辺整備担当部長、新宿駅周辺基盤整備担当課長及び新宿駅周辺まちづくり担当課長